

# 古事記における「(之)時」の文体について

——和語を書くことの文字法と漢文訓読——

西 條 勉

## はじめに

古事記の書き手は、漢字を用いながら漢文に書くことを拒みつつ、和語の文字表現をもとめた。和語と漢語のあいだには埋めることのできないギャップがあるので、その文字列が漢文体とも和文体ともつかない、いわば《非漢文Ⅱ前和文》ともいふべき無秩序さを呈することになったのはむしろ当然であろう。「(之)時」という書き方も、その一例である。

そこで、この文体の由来をたずねてその意義の一端をあらかかにしてみたい。副題に文字法という用語をもちいたのは、漢字で書かれた文章を訓読するまえに、《和語を——漢字で——書く》この方法に注目してみたいからである。漢文訓読の問題もそのような視点からアプローチすべき余

地がある。

(注) 本論にいう和文体は宣命大書体をさす。くわしくは拙稿「古事記の助字(於)の用法、及びその表記史的位相」(『国文学論輯』十三、一九九二年三月)を参照されたい。

## 使用状況

この文体に注目するのは、さしあたつては用例が多いからである。上巻に七五例、中巻に九一例、下巻に四八例、あわせて二一四例みられる(ただしこれは系譜部をのぞく物語部のみの数値)。その過剰ともいふべき使用状況のサンプルとして、とりあえずつぎのようなケースに注目したい(以下、当該箇所初字を眞福寺本の丁・行数で示し、注の類いはすべて削除する)。

① 天照大御神、坐忌服屋而、令織神御衣之時、穿其服屋之頂、逆剝天斑馬剝而、所墮入時、天服織女見驚而、於梭衝陰上而死。  
(上/15才7)

② 示奉天照大御神之時、天照大御神逾思奇而、稍自戸出而、臨坐之時、其所隱立之天手力男神、取其御手引出……。  
(上/16ウ5)

③ 臨其酣時、自懷出劔、取熊曾之衣衿、劔自其胸刺通之時、其弟建、見畏逃出。  
(中/25才8)

④ 本、坐難波宮之時、坐大嘗而、為豊明之時、於大御酒字良宜而、大御寢也。  
(下/8ウ2)

⑤ 天皇患賜而、御寢之時、覺于御夢曰、修理我宮如天皇之御舍者、御子必真事登波牟。如此覺時、布斗摩邇々占相而、求何神之心、尔崇、出雲大神之御心。故、其御子令拜其大神宮、將遣之時、令副誰人者吉。  
(中/20ウ7)

①②はひとつの文のなかに「レ之時」が二度あらわれる例、⑤はさらに密集して用いられるものである。むろんこれらが主流というわけではないが、二百余例におよぶ過密状態を察するには好例であろう。もともと一般の漢文では「レ之時」は前接、「レ時」は後接になるので、①などは「天照大御神、坐忌服屋而、令織神御衣之時、穿其服屋之頂、逆剝天斑馬剝而、所墮入。時、天服織女見驚

而、於梭衝陰上而死」のようにも句読しうる書き方である。ちなみに書紀をみると①にあたるところは「見天照大神、方織神衣、居齋服殿、則剝天斑駒、穿殿臺而投納。是時、天照大神驚動、以梭傷身」(第七段本文)とあり、きれいな漢文で書かれている。つぎのような例もみられる。

(記) 千引石、引塞其黄泉比良坂、其石置中、各对立而、度事戸之時、伊耶那美命……。  
(上/9才7)

(紀) 以千人所引磐石、塞其坂路、与伊奘冉尊相向而立、遂建絶妻之誓。時、伊奘冉尊……。  
(第五段一書第六)

(記) 大毗古命、罷往於高志国之時、服腰裳少女……。  
(中/15ウ2)

(紀) 大彦命、到於和珥坂上。時、有少女、歌之曰……。  
(崇神紀十年九月条)

書紀には「時」のかたちがおよそ四百例ほどみられるが、「レ之時」はわずか三四例しかない。しかもその半数は和習のめだつ神代の巻にある(日本書紀総索引による)。いうまでもなく「レ之時」もれっきとした漢文であるが、あとで触れるようにその用法はごくせまい範囲にかぎられている。書紀は「レ之時」をさけて、これを一般的な「時」で書く傾向がつよいのである。

一方、古事記の「之」時」の二一四例中、七一例(33%)は之を書かずに「之時」のかたちをとっている(上巻三六例48%、中巻二二例25%、下巻一三例27%)。さきに掲げたなかにも①の「所墮入時」、③の「臨其酣時」、⑤の「如此覺時」などがみられる。現行の訓読は、これらも含めて七一例おしなべて「之時」とおなじ訓み方をしている。けれども、これらは漢文風に「所墮入。時」と「臨其酣。時」と「如此覺。時」と句読することもできるのである。

古事記ともいわずゆる変体漢文の典型とされる靈異記にくらべてみると、靈異記には「之」時」がおよそ一三〇例ほどある。そのうち之を書くのはわずかに一割(一三例)で、古事記とはまったく逆の傾きになっている。訓釈を手がかりにすると、それらは書紀のように漢文風に訓まれたようである(古典大系本による)。

願昼夜不憩「イコハス」時從蹲放光(願ひて夜昼に憩ハ不。時に蹲より光を放ち) (中巻第二十二)

令呪護猶不愈差「夜須満須」時看病衆中(呪護せ令むるに猶愈差マ不。時に看病の衆の中に)

(下第三十六)

これらはいずれも「時」の直前を終止形に訓むので、「之時」と句読すべきことがわかる。もつとも訓釈

のからむケースはこの二例のみであり、なかには句読に揺れがみられるものもある。たとえば「還到難波之津時海辺人壳大亀四口」(上第七)は、「還りて難波の津に到る。時に海辺の人、大きな亀四口を売る」(古典大系本)と、「還りて難波の津に到りし時に、海辺の人、大亀を四口売る」(古典全集本)の二様に訓まれている。しかし、ほとんどはみぎの二例の訓法にしたがっている。すると古事記についても之が書かれない七一例については、当然、靈異記のように訓んでもよいわけであるが、それにはなおつぎのようなケースを考慮しなければなるまい。

①入其海塩而、那豆美行時歌曰……。又、飛居其磯之時、歌曰……。(中/30ウ3)

②後亦不堪恋慕而、追往時歌曰……。故、追往之時、待懷而歌曰……。(下/13ウ3)

③自其喪船下軍戰。此時、忍熊王、以難波吉師部之祖……。(中/34ウ8)

①と②は、あいだに歌謡をはさみ前後でおなじ言いまわしをくり返して、いわば対句的なかたちになっている。したがって、前の方は「那豆美行。時、歌曰」「追往。時、歌曰」と区切るよりも、後の方にあわせて「那豆美行時、歌曰」「追往時、歌曰」とするのが、書き手の意図に即した訓み方となる。」「時」と「之時」は区別されずに

用いられているわけである

③はそのことを裏づけるケースと思われる。このように「此時」ではじまる文は古事記に一三例みられる（上巻二例、中巻八例、下巻三例）。この書き方のポイントは、「此」の字を削除してみると「く時く」の文字列になることである。そのばあいは①や②にならつて、「自其喪船下軍戦時、忍熊王、以難波吉師部之祖」となるが、あえて「此時」が用いられるのは、文をいったん区切る意識があるからであろう。そのさい「此時く」は漢文的な「時く」を和文風にやわらげる言い方になっていと思われ。すると、一方において「此時く」という書き方がなされていることからみて、古事記では文頭に時の字を置く漢文的な表現が、意図してさけられていると考えられるのである。

やや煩瑣におよんだのは、「く時く」という文字列がふつうは書紀や靈異記のように「く。時く」と句読するところなので、古事記も同様にすべきではないかという疑いが生じるためであった。みぎの検討によれば、古事記においては「く之時く」と「く時く」はおなじ訓み方でよいということになるが、古事記が書紀や靈異記とはべつの意識で書かれていることに、あらためて注意しておきたい。いったいこの文体はどのようなところからきているのであろうか。

## 漢文系の「く(之)時」

「く(之)時」という表現は、古事記のほかに万葉集や風土記にもみられるが、同時期の資料と比較するまえに、まずは時代をさかのぼってその由来をさぐる必要がある。この表現はすでに金石文から用いられているのである。

- ① 獲加多支鹵大王、寺在斯鬼宮時、吾左治天下……。  
(稻荷山古墳出土鉄劍銘)
- ② 男弟王、在意柴沙加宮時、斯麻、念長奉。  
(隅田八幡宮人物画像鏡銘)

- ③ 佐久羅葦等由良宮治天下、名等已弥居加斯支夜比弥乃弥己等世、及甥名有麻移刀等已刀弥々乃弥己等時、奉仕巷宜名有明子大臣……。  
(元興寺露盤銘)

- ④ 池辺大宮治天下天皇、大御身勞賜時、歲次丙午年……。  
(法隆寺金堂藥師仏光背銘)

- ⑤ 天皇名広庭、在斯婦斯麻宮時、百濟明王、上啓に聞……。  
(元興寺丈六釈迦仏光背銘)

- ⑥ 詣中宮天皇大御身勞坐之時、請願之奉弥勒御像也。  
(野中寺弥勒菩薩像銘)

これらの文体は、①②⑤が漢文体、そのほかはいずれも変体漢文とされている（西宮一民『日本上代の文章と表記』一九七〇年二月）。さほど数にめぐまれていない金石

文に「く(之)時」の表現がかなりみられるのは、そもそも金石文がモニュメンタルな性格をもつためであろう。④と⑥は古事記の用法に通ずると思われるが、そのほかはすべて御世をあらわす時である。漢籍の類いではどうか。

唐土の文献に「く(之)時」がどのようにみられるか、その傾向をかいつまんで述べておくと、仏典においてはとさおりみかけるが、通常の漢籍にはごくまれにしかみられない。しかもその用例はかなりかたよっており、たとえば經書や詩文の類いにはほとんどみられず、このかたちを用いるのはもっぱら史書の類いである。ただし『左伝』や『国語』のような編年体の史籍にはめったに例がなくて、ある程度まとまった用例をひろいだせるのは『史記』や『漢書』など、紀伝体の正史においてである。任意に事例をピックアップしてみよう。

- ① 沛公、居山東時、貪於財貨、好美姬。  
(史記・項羽本紀)
- ② 景帝為太子時、薄太后、以薄氏女為妃。  
(史記・外戚世家)
- ③ 至趙武靈王時、復滅中山、而樂氏後有樂毅。  
(史記・樂毅列伝)
- ④ 高祖、為布衣時、嘗從耳遊。  
(漢書・張耳陳余伝)

⑤ 孝文時、人有言其賢、召欲以為御史大夫。  
(漢書・李布樂布田叔伝)

⑥ 高祖時、叔孫通、因秦樂人、制宗廟樂。  
(漢書・礼楽志)

⑦ 彭寵字伯通、南陽宛人也。父宏、哀帝時、為漁陽太守。  
(後漢書・王劉張李彭盧列伝)

⑧ 漢明帝時、有司馬叔持者。(文選諫下・馬泝督諫)

⑨ 秦始皇時、蒙將軍恬、南伐楚。

(唐宗八家文 韓愈「毛穎伝」)  
⑩ 漢之時、司馬遷・相如・揚雄、最其善鳴者也。

①〜⑦は正史の用例であるが、世家列伝からのものが多いのは、「く(之)時」がきわめてその部分に集中しているからである。このことは漢文におけるこの表現の性格をよく示しており、前後の文脈を引いた⑦がその典型である。時は時でも皇帝の治世の時であつて、むしろそれは列伝で語られる人物の活躍した時代である。①や④もそれに準じており、帝位に就くまえの時を示す。『文選』の少ない事例も⑧のような文脈に用いられているが、これは列伝風の文体であるといつてよいだろう。

⑨と⑩は『唐宗八家文』の韓愈から引いたもの。韓愈は六朝風の駢麗体をきらつて秦漢の古文への復帰をスローガ

ンにしたといわれるが、『唐宗八家文』のなかで韓愈の用いた「(之)時」は、みぎのほかに「殷時」「戦国時」「古之時」「後漢時」「漢明帝時」といったぐあいに、すべて治世ないしはそれに準じるものばかりなのである。

こうしたことから、漢文における「(之)時」はもっぱら皇帝の治世を示すのが一般的であったことがわかる。さきに引いたわが国の金石文はたぶんそのような用法からきているのであろう。もともと、漢文において治世は皇帝の名前で示されるのに対し、金石文ではそれが皇都の置かれた場所で示されるところが異なっている。このところはいま問わずにおくとして、とりあえず金石文の表現が漢文の系統につらなることを認識しておきたい。

このように、漢文で「(之)時」がいわば大時代の時を示すものであったとすれば、それは古事記のそれとは同日に談ぜられない性質のものである。古事記にはそのような用法はまったくみられないからだ。そこに大きなちがいが認められるので、古事記の「(之)時」という文体は、漢籍の正史や金石文とはつながらないように思われるのである。

仏典の類いはどうであろうか。仏典で「(之)時」といえばまず思い浮かぶのは『般若心経』の「行深般若波羅密多時、照見五蘊皆空」という一節であろう。一般の漢籍にくらべ

てにわかには判断できないが、仏典のなかでは短編な方で古事記のおよそ二倍強の字数をもつ『金光明最勝王経』には、「說是品時、有三千億菩薩」(依空滿願品第十)・「昇座之時、便為我等燒衆名香、供養是經」(四天王護國品第十二)といったぐあいに、「(之)時」が三〇例ばかりみられる。古事記と比較すれば寡少というべきであるが、頻度のこととはともかくとして、史書類とのかねあいで興味をひくのは、これらの事例で「時」がどのような内実をもつのかという点である。そこで「(之)時」の部分をいくつか列挙してみよう。

「於五濁世出現之時」「修行之時」「菩薩說是法時」「行菩薩道時」「至彼國時」「与阿蘇羅共闘時」「聽是經時」「流布之時」「欲聽之時」「供養經時」「遠離去時」「若持呪時」「我所出語時」「臨命終時」「父母若問時」「地動之時」「說是往昔因緣時」

ざっとながめてみると、これらの「時」は世尊や菩薩が悟りをえたり教えを説いたりして、何らかの意味で大切な時にかかわっているようである。『法華経』でも「説此語時」「彼仏出時」「為菩薩時」「惡世末法時」など、ほぼおなじ傾向がみられる。仏典には、むしろ史書類のように帝王の治世を示す例はないが、それでもストーリーのうえて期を画する「時」が目立つようである。仏典の漢文は俗語

的もしくは口語的な破格を含んだ「雅俗折衷体」といわれ  
（金岡照光『仏教漢文の読み方』一九七八年十月）、その  
点、古事記にあたえた影響は大きいと思われるが、当面の  
問題については直接の関係はかんがえにくいのである。

このようにみてくると、古事記の「〔之〕時」は漢文  
の用法とかなりちがった性格をもつことがわかる。これは  
「時」の字義に照合すればいつそうはつきりするであろう。  
『説文』段注に「時、四時也。春秋冬夏之称」とあるよう  
に、また諸種の訓詁においても「時、期也」「時、世也」  
（大漢和辞典による）とされるように、漢語の時はその  
時々には過ぎゆく時間を意味する字ではない。『国語』に  
「日祭、月祀、時享、歳貢、終王、先王之訓也」「三時務  
農、而一時講武」（周語上）とあるのは本義のままに四時  
を意味し、『左伝』に「書事時也」（襄公十三年）とあるの  
は物事が行われるべき時期、つまり四時の順行にかなう時  
の意である。

時の原義は四時であり、それは天の理にのっとり一定  
の期間をもつて存する時である。それはまた天子のさだめ  
る秩序でもあるから、その治世が時で示されるのはしかる  
べき派生であつたろう。漢文における種々の用法は、その  
ような原義の規制をうけているとみてよいのではないか。  
仏典での用法はさらなる派生であるうが、それでも、基本

的には時の原義がおよびうる範囲を越えるものではないと  
思われる。

このように、時という漢語が具象的な期間を原義とする  
のであれば、それは和語のトキとかならずしもぴつたりと  
重なる文字ではないとすべきであろう。和語のトキの原義  
はさだかでないが、すくなくとも四時や治世が本義とは考  
えられないからだ。トキはやはりその時々には過ぎ去り変化  
する時間のことであろう。トキは原義のレベルですでに抽  
象的な時間の観念をあらわしており、そのゆえに「〔ス  
ル〕トキ」というかたちで形式名詞にはたらくのである。

一方、漢語の時は、それが原義において四時を意味する  
からには、語の性質として形式名詞よりも実質名詞として  
はたらくのが本来の用法である。事例によつて確かめてき  
たように、漢語の「〔之〕時」が、その時々々の時間では  
なく特定の内実をもつ傾向が認められたのは、それが実質  
名詞であつたからにはほかならない。

### 和文系の「〔スル〕トキ」

漢語の時と和語のトキを実質名詞と形式名詞という観点  
から区別してみると、古事記の「〔之〕時」においては、  
時という漢字が元来の字義を無化され、和語のトキを表示

する文字（和訓字）に変質していることがわかるのである。そうした変化が古事記の書き手によつてはじめてもたらされたはずはない。トキが時で書かれる様相を万葉集からいくつかピックアップしてみよう。

①香具山と耳梨山と相之時立ちて見に來し印南国原  
(卷二—一四)

②さ夜中に友呼ぶ千鳥もの思ふと和備居時二鳴きつつ  
もとな  
(卷四—六一八)

③君が家の花橘はなりにけり花有時尔逢はましものを  
(卷八一—四九二)

④我がやどの萩の末長し秋風の吹南時尔咲かむと思ひ  
て  
(卷十一—二〇九)

⑤この雪の消遣時尔いざ行かな山橘の実の照るも見む  
(卷十九—四二二六)

万葉集に「く(スル)トキ」の表現は五四例あり、全巻にわたつてまんべんなく見られる。それらのトキは、みぎにあげたようにまずは「その時々」のトキと見てよい。なかには季節にかかわるものもあるが、それもその時々々のひとつとして言われるだけである。和語のトキは、漢語の時のように特定の実質をもつ期間の意に制限されるものではない。万葉歌の「く(スル)トキ」もいわゆる形式名詞のトキであつて、個々の文脈においては、そのことが為され

たり生起することからの修飾を受けてなりたつてゐる。万葉集の用例は、とりたてて漢語の時の影響を云々するに及ばない和語のごくありふれた表現とみてよいであろう。こうした用法はむろん古事記にもあてはまるが、つぎのような事例はこの類型からいちおう区別しておくべきであろう。

①大国主神、坐出雲之御大之御前時、自波穗、乘天之  
羅摩船而……。  
(上/26ウ5)

②天皇、越幸近淡海国之時、御立宇遲野上、望葛野歌  
曰……。  
(中/37ウ8)

③天后、坐日下之時、自日下之直越道、幸行河内。  
(下/17ウ1)

④品太天皇、巡行之時、此処造殿、仍張蚊屋。  
(播磨国風土記・飭磨郡)

⑤伊和大神、占国之時、御志植此処、遂生楡樹。  
(播磨国風土記・揖保郡)

⑥天皇崩後之時、倭太后御作歌一首  
(万葉集・卷二—一四九題詞)

これらの「く(之)時」は《いつ・だが・なにを・どうした》という文脈にあらわれるもので、いわば説話的なかたりくちを特徴づけるものといえる。これをかりに入説話的なトキとみておく。万葉集の題詞にみられる



「(之)時」は、すでに指摘があるように作歌事情を記す点では説話的な性格をもつといつてよい(久米常民「萬葉集の誦詠歌」一九六一年七月)。風土記のなかではとくに『播磨国風土記』にめだつており、古事記のなかにもこの種の用法は多くみられる。もつとも、説話的なトキとトキと、その時々トキはきつちりと区分けしにくく、こうした分類が便宜的なものであることは言うまでもない。

ところが古事記にはみぎの分類におさまりきれないものがある。それは、「(之)時」が順接条件の「(スレバ)」の意味に用いられるばかりである。このような用法は、説話的な時の設定とはまったくちがった性質をもっている。こまかく観察すると古事記にはこれが意外に多いのである。この用法は、その時々トキの意に解しても大差がないため、これまでほとんど注意されていないが、文字法の点ではなかなか興味深い問題をふくんでいる。データの示すのがむずかしいケースであるが、つぎのような事例によってその存在をクローズアップしてみることができるのではないかと思う。

① 指下其沼矛以画者、塩許々哀々呂邇画鳴而引上時、  
自其矛末垂落塩之……。(上/4ウ1)

② 到黄泉比良坂之坂本時、取在其坂本桃子三箇待撃者、  
悉坂返也。(上/9ウ3)

③ 従其八咫鳥之後、幸行者、到吉野河尻時、作釜有取魚人。(中/3オ1)

④ 如此言者、見欺而列之時、吾踏其上読度来、今将下地時、吾云……。(上/20オ2)

⑤ 将攻之時、出塩盈珠而令溺、其愁請者、出塩乾珠而救。(上/39ウ4)

⑥ 汝之子日弱王、成人之時、知吾殺其父王者、還為有邪心乎。燭一火、入見時、宇士多加礼許呂々岐豆……。(下/15オ4)

a 取其矢見者、血著其矢羽。(上/9オ2)

b 到豊国宇沙之時、其土人……。(上/29ウ8)

c 請於天皇時、天皇答詔之……。(中/1オ3)

① ⑥は時と者がつづけてあらわれ、「(之)時、(之)者」あるいは「(之)者、(之)時」のかたちになっている書き方である。

④などはその極端な例であるが、このような表現では、時と者を入れかえても文の意味にさほど変化はないだろう。

a、cはおなじ動詞で時と者のいづれもとっているケースであり、このふたつの文字がたがいに交換可能であることをはつきりと示している。

これらの「く者」はいずれも単純接続であるが、①⑤は已然形をうけて既定条件をあらわし、⑥と⑦は未然形をうけて仮定条件をあらわすので、「く(之)時」もそれらの意味で用いられていることになる。こうした書き方がしばしばみられるのは、古事記においては「く(スル)トキ」が形式名詞としてのトキよりもさらに形骸化して、ほとんど単純接続の「くバ」の意にはたらいっているからであろう。漢語としての時はもとより、和語としてもトキの意味がいつそう軽くなっており、はたして形式名詞としての用法といえるかどうかもうたがわしい。

こうした用法は漢語の時から遠くへだたり、ほとんど無縁のところにあるが、一方、和語の表現としてもそれほどノーマルなものとはかんがえられない。平安朝の物語類における「く(する)とき」の使用状況をざっと見わたしてみよう。

- ① 燕、子産まむとする時は、おをさくづけて七度めぐりてなん、産み落すめる。(竹取物語)
- ② この京は人の家まださだまらざりける時に、西の京に女ありけり。(伊勢物語)
- ③ 雨の降る時には、ただむつかしう、今朝まで晴々しかりつる空とおほえず。(枕草子)
- ④ 野大式、純友がさわぎの時、うてのつかひにさくれ

て少将にてくだりける。(大和物語)

⑤ 月をかさねみたらむとき、みそめていみじう心くるしくは……。(源氏物語「末摘花」)

⑥ この君のむまれ給ひし時に、契ふかく思しり……。(源氏物語「若菜上」)

⑦ 声ふりたてて遊ぶ時に、大空に音声樂して、紫の雲

にのれる天人……。(宇津保物語「俊蔭」)

⑧ 七日七夜念じ奉るときに、仏あらはれての給はく……。(宇津保物語「俊蔭」)

⑨ 仏にかくと申し給ふ時に、仏、文殊をひきつれて、

雲の輿に乗りてわたり給ふときに、この山川つねの心ちせず。(宇津保物語「俊蔭」)

⑩ 思ひの外の物を弾く時に「かくては御祿もいかゞはせむ。なほすこしこまかに遊ばせ」とせちにの給へば、調かへて弾く。(宇津保物語「俊蔭」)

「く(する)とき」という表現は総じていえば物語類には例が少なく、『伊勢』四例、『竹取』五例、『土佐』二例、『枕』六例、『蜻蛉』二例といった程度、『源氏物語』でも索引で調べてみると各巻に数例づつ(例えば「若菜上」に七例)、全巻でおよそ百例ほどである。『大和物語』にはかなり多くみられるが、これは説話的な用法であり、この作品の歌説話的な性格によく合致している。そうしたなかで

唯一異色なのは『宇津保物語』である。「俊蔭」の巻だけでも四一例みられる。しかも興味深いのは、右の例でもわかるように、それらのなかには、単純接統の意に用いられるのがいくつも認められ、⑨の「く時に、くときに」、⑩の「く時に、くば」のように古事記とおなじ文体も存することである。こうしたかたちはほかの物語類にはほとんどない。これを例外とすれば、一般の和文で「く(する)とき」は基本的には形式名詞のトキとみてよいであろう。

このように、「く(之)時」の表現に関するかぎり古事記は意外にも『宇津保』と類似することに気づくが、二書のあいだに直接の影響関係を想定することはできない。ただし『宇津保』の「俊蔭」巻が漢文訓読調で書かれていることはすでに指摘があるので(築島裕『平安時代の漢文訓読につぎての研究』一九六三年三月)、この方向からアプローチすると両者をつなぐ糸がみえてくるように思われる。

そこで平安初期にみられる「くトキ」の訓点例を、春日政治氏の『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究』(一九四二年一月)から、いくつか引いてみよう(当該箇所を春日本の頁・行数で示す。「」内は原文、△▽内は大蔵出版『仏典講座13 金光明経』による現行の訓読)。

- ①若正(し)ク了知しヌルトキには、速に生死を出  
(で)ヌ。  
(二二ノ九)

「若正了知、速出生死」△若し正に了知せば、速やかに生死を出でん▽

②或は王法に枷ケ縛ハルを被レルトキ、或は怨讎の為に殺害を行セラレムトするトキに、若能ク専ハラ心を注して移さヌトキに、決定して諸の愛苦を解脱せしめたまふ。  
(二二九ノ三)

「或被王法所枷縛、或為怨讎行殺害、若能専注心不移、決定解脱諸愛苦」

③我レ往昔に菩薩の道を行セし時に、猶し勇メル士の戦フ陣に入ルトキに、身命を惜しまヌが如くして  
(九五ノ一二)

「我於往昔、行菩薩道時、猶如勇士入於戰陣、不惜身命」

④時に多聞天王、此の呪を説き已ルトキに、仏言く  
(一一五ノ三)

「時多聞天王、説此呪已、仏言」△時に多聞天王、此の呪を説き已るや、仏言わく▽

⑤法師初に本座ヨリ起セシトキに、咸悉ク供養するに天の華を以てシキ。  
(二六五ノ一三)

「法師初從本座起、咸悉供養以天華」△法師初めて本座より起てば、咸悉く供養するに天華を以てす▽

これらは「くトキ(ニ)」が訓点によって補読されるケースであり、春日日本古点には七三例ばかりみられる。これにつき春日氏は「トキニハを補読した順接条件句は、必ずしもトキを考へずとも、用言の未然形若しくは已然形に助詞バを取った形でも続き得るものである」とのべている。

参考として併記した現行の訓読をみればわかるように、①②は仮定条件を表し、③④⑤は既定条件を表すトキである。これらが古事記の文体にかさなることは言うまでもない。そうすると、古事記にきわめて顕著な順接条件の「く(ニ)時」は、「宇津保」におなじく漢文訓読の様式で書かれているとするのが実情になつた見方となろう。このことは文字法のうえでどのような意義をもつのであろうか。

一般に、原文にない語をおぎなつて漢文を訓むのは極初期の訓点にみられるいちじるしい特徴とされ、小林芳規氏は「平安初期の訓読法は一つ一つの漢文を文全体として把握、その文意を正確に理解してこれに対応する当時の口語を宛てて微妙な意味用法をも訓読の上に表し出していた」と述べている(『漢文訓読体』『岩波講座日本語10』一九七七年九月)。上代の漢文訓読についてはさだかでないが、中田祝夫氏の詳細な研究によれば、訓点が考案される以前、漢文の訓読は「口誦の上にとどまつて浮動の状態」にあり、その訓読文は「日常語を主潮とするもの」であつたとされ

る(『古点本の国語学的研究 総論篇』一九五四年五月)。

たぶんの様式化された漢文訓読体の形成は平安中期ごろといわれるが(小林氏前掲論文)、時代をさかのぼるほど漢文の訓読は、外国語としての漢文を口語(和語)に翻訳する、つまり「普通の国語で口頭で読み下されるものであつた」(田中氏前掲書)と思われるのである。したがつて、文字法の問題に引きつけていえば、漢文訓読の様式で書くことは、すなわち漢文のシンタクスを壊すことであつたとかんがえられる。

#### おわりに

古事記の「く(ニ)時」という表現は、おそらく口頭で行われたにちがいない漢文訓読の様式を文字化したものである。和語が漢字で書きえた前提には、漢文を訓読すること、つまり漢語をみずからのことばで訓むという営みがあつた。《和語を―漢文で―書く》ことと《漢文を―和語で―訓む》ことは、いわば表裏一体の関係にあるといえよう。その点において口頭による漢文の訓読は、和語を書くこととの文字法と切り離せない関係にあつたのではないかと思ふ。